

平成23年4月22日  
千葉県報第12605号 別冊

# 平成19年度行政監査の 結果に基づく措置結果

千葉県監査委員

## 平成19年度行政監査の概要

### 1 監査のテーマ

指定管理者制度に係る事務の執行状況等について

### 2 監査実施日

平成20年2月15日

### 3 監査対象機関

平成17年度及び平成18年度に指定管理者制度を導入した施設（平成17年度3施設、平成18年度59施設）を所管する総務部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁及び企業庁の本庁21課

### 4 監査結果報告年月日

平成20年2月26日

### 5 措置を講じた旨の通知があった年月日

平成23年3月25日

第2 指定管理者制度の成果に関する意見

NO	事項等	意見の要旨	講じた措置
1	1 公の施設の設置目的の効果的達成	指定管理者制度の基本的な目的である公の施設の効果的な達成のため、設置目的を明確にし、その実現に向けて不断の取組みが必要。さらに、県・市町村・民間の役割分担、直営と指定管理者制度のいずれが効果的か等について、検証していく必要がある。	公の施設については、平成22年3月に策定した「千葉県行政改革計画」において、設置目的と利用実態との関係や、県、市町村、民間の役割分担の再構築等を視点に、指定管理者制度の導入の是非も含め、全施設を点検し、全ての施設について見直し等の方針を策定することとした。
2	2 サービスの向上	利用者サービス向上の取組みを県としても検証していく必要がある。県民・利用者のニーズを的確にとらえ顧客満足を実現するため、民活を図るとともに、県と指定管理者が一体となつての不断の努力が必要である。 特に、公の施設の設定目的を効果的に達成するため、現在の利用者に限らず、潜在的・将来的な利用者を含め、県民全体の福祉の増進のために果たすべき機能、役割についても十分留意しサービス向上の実現に努める必要がある。	「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」を策定し、例月業務報告や年次業務報告及びヒアリングにより、管理運営が協定書等に則り適正かつ確実に行われているか確認することとしている。 また、施設利用の満足度調査や施設来所者アンケートの実施により、利用者ニーズの把握とサービスの向上を図っている。さらに、これら県独自の評価や第三者機関による評価の結果については、これを公表することとしている。
3	3 安全管理	施設の維持管理の不備等による事故の未然防止のため、設備面、運用面の安全対策を講じ、施設の安全点検・修繕や監視体制等の対応をマニュアル等で明確に定めさせるとともに、確実な実行を徹底させる必要がある。	安全対策等については、指定管理者が行う業務の詳細を別途仕様書として作成するよう徹底したところである。
4	4 経費の節減	平成18年度の経費節減額が、対前年比で約22億円、節減率21.8%と指定管理者制度導入による経費節減効果は大きい。非公募施設や一部公募施設では数%のものがある。募集方法等を検討し、より競争原理が働くよう努めるとともに、経費節減の内容の分析とサービス向上や安全管理に及ぼす影響などについて、検証していく必要がある。	多くの施設(62施設)が制度を導入した平成17・18年度における経費節減額は、前年度対比22.6%減で約24億1千万円、平成20年度に導入した6施設については、前年度対比18.5%減で約1億円、平成21年度の3施設については、前年度対比15%減で約1億円、平成22年度の17施設については、前年度対比11.7%減で約7億の節減が図られたところである。 なお、当初非公募であった2施設を平成22年度の選定において公募することとした。また、募集にあたっては募集期間の拡大、広報媒体の拡充など、競争性が図られるよう努めるとともに、指定管理料の積算にあたり、経費節減が安全管理に影響が及ばないよう適正な査定を行い、参考金額を示しているところである。

第3 指定管理者制度の運用に関する意見

NO	事項等	意見の要旨	講じた措置
5	1 指定の期間等 (1) 指定の期間	指定の期間を3年とする施設が多いが、次回指定時には、業務内容等を踏まえ、適切な期間を設定する必要がある。	指定管理期間については、平成20年2月に「指定管理者制度導入に係るガイドライン」を改正し、「3～5年を原則」としていたものを、「導入時に3年としたものであっても、「人材の確保や育成が必要な場合」等にあつては、更新時から5年とすることを妨げない」とした。
6	1 指定の期間等 (2) 指定の議決の時期	指定の議決について、引継ぎ等の準備期間を考慮し、遅くとも12月議会において議決を得ることが望ましい。	平成20年2月に「指定管理者制度導入に関する実務担当者Q&A集」を改正し、指定の議決は引継ぎ等の準備期間を考慮し、原則として、各年の12月県議会に諮ることとした。
7	2 指定管理者の選定手続 (1) 公募の期間	募集期間について、施設の規模、業務内容等によっては十分な期間とはいえない施設があるので、検討を要する。	「指定管理者制度導入に関する実務担当者Q&A集」において、募集期間は最低1ヶ月以上としているが、21年度の募集に当たっては40日以上、22年度の募集に当たっては60日の確保を目途にするよう指導したところである。
8	2 指定管理者の選定手続 (2) 募集要項の記載内容	募集要項について、設置目的が明確でないもの、利用者数、料金収入、維持管理費等の推移、運営上の課題などの施設情報の記載がないもの、グループ応募の取扱いについての記載がないものなどがあり、改善を要する。	設置目的、利用状況、管理運営費等については、「指定管理者制度導入に係るガイドライン」に示している募集要項にそって作成するよう指導を行うとともに、グループ応募については、平成21年3月に同ガイドラインを改正し、グループ化の経緯・理由、構成団体の業務分担・責任分担、人員配置の妥当性など審査することとした。
9	2 指定管理者の選定手続 (3) 指定管理者選定の手続	非公募施設についても、公募施設と同様に選定委員会等に外部委員を入れることを検討する必要がある。	非公募であっても選定委員会による選定を経て候補者を決定するとともに、非公募の理由について公表しているところである。なお、非公募の妥当性や業務遂行の適正性などについて外部の有識者で構成する選定審査会における審査を指導しているところである。
10	2 指定管理者の選定手続 (4) 審査基準の公表	一部施設で審査基準が公募開始時に公表されていないが、審査基準は公募開始時に公表する必要がある。	募集要項に審査基準を明記するよう、徹底を図った。
11	2 指定管理者の選定手続 (5) 審査基準における配点	類似の施設でも提案の内容と金額に対する重点の置き方が異なるものがあり、また、一部施設で経費節減(提案金額)重視の傾向が見られたが、次回の指定時には、類似施設との整合性にも配慮しつつ、サービスの低下や安全上の問題等を生じないよう、適正な配点について、検討が必要と考える。	候補者の選定にあたっては、制度導入の目的である「安定的な管理・運営の確保」、「経費の削減」及び「県民サービスの向上」という三つの要素が重要であることから、審査基準におけるそれぞれの配点割合が概ね3割になるよう、平成21年3月「指定管理者制度導入に係るガイドライン」を改正したところである。

12	2 指定管理者の選定手続 (6) 選定結果の公表	非公募施設についても、審査の透明性・公平性を高めるため、選定結果をより公表する必要がある。	選定結果については、平成20年度以降公表しているところである。
13	3 指定管理者の積算、修繕費等 (1) 指定管理料の積算	指定管理料の積算について、前年度実績を参考として上限額を設定しているものが多いが、その内容を精査し、適正な積算に務めるべきである。	指定管理者制度の本格導入から5年以上経過しており、指定管理料の積算についても前年度実績を参考にするだけでなく、サービスの実態に即し適切に積算しているところである。
14	3 指定管理者の積算、修繕費等 (2) 指定管理料の精算	一部の施設で収支差額が生じた場合には県に返還等させる精算条項を設けているが、収支差額が指定管理者の経営努力による場合に返還等させることは、指定管理者制度の趣旨と合致しない。精算条項を設けている施設については、指定管理料積算の精度を高めるとともに、精算の妥当性や方法について検討する必要がある。	指定管理者制度の趣旨に基づき、精算条項がある施設については、次期選定時には精算条項を除くよう指導したところである。
15	3 指定管理者の積算、修繕費等 (3) 施設の修繕と修繕費	日常的な小規模修繕について、修繕費の負担に関する方針を決定し、応募段階で募集要項等に明示するとともに、協定書の中で指定管理者の負担の範囲・程度を明確にする必要がある。	平成20年2月「指定管理者制度導入に関する実務担当者Q&A集」に「危険負担表(例)」を追記し、基本的な考え方を示した。また、日常的な安全の確保に係る修繕はその都度対処すべきであると考ええる。
16	3 指定管理者の積算、修繕費等 (4) 新たな収入確保の方策	県や指定管理者の収入を確保するため、広告料収入の制度化や自動販売機手数料の導入等を検討する必要がある。また、施設の公平な利用を確保するためには、キャンセル料の設定も課題となる。	平成20年2月「指定管理者制度導入に関する実務担当者Q&A集」に広告事業について追記し、県の指定管理料の縮減、指定管理者の収入確保策について方針を定めた。
17	4 指定管理者による公の施設の管理運営と県の協力・責任分担 (1) 県の監督	指定管理者に対する県の監督は、公の施設の設置目的を実現し、指定管理業務の適切な履行を確保するため不可欠であり、必要に応じて、現地を確認し、指定管理者と協議し、指示をするなど、適時・適切に行う必要がある。	「指定管理者制度導入に係るガイドライン」及び「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」において、県は必要に応じ現地を確認を行い適時・適切な指導が行うこととするよう、モデル協定書を示している。
18	4 指定管理者による公の施設の管理運営と県の協力・責任分担 (3) 指定管理者の引継ぎ	新たな指定管理者が、前管理者との間で円滑かつ確実な業務の引継ぎが行える仕組みづくりと県の適切な支援・協力が必要である。	平成20年2月「指定管理者制度導入に関する実務担当者Q&A集」を改正し、指定の議決は引継ぎ等の準備期間を考慮し、原則12月議会に諮るようにした。
19	5 管理運営の評価 (1) 具体的な目標による管理	事業計画に、成果目標や取組方法をできるだけ具体的に記載させ、適切な目標管理を行わせる必要がある。	平成22年3月「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」を改正し、県が履行状況の確認・評価を行うこととし、この中で、毎年度指定管理者から提出される事業計画を適正に評価している。

20	5 管理運営の評価 (2) 指定管理者による 自己評価	協定書等で指定管理者に自己評価の実施を義務付け、事業報告書等とともに提出を求める必要がある。	指定管理者の自己評価に代わり、平成22年3月「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」を改正し、県が履行状況の確認・評価を行うこととした。なお、全体の整合性をとるため、標準的な評価項目・評価基準を示し評価を実施することとし、併せて、その結果を県ホームページで公表することとした。
21	5 管理運営の評価 (4) 第三者評価	客観性、透明性や専門性、特殊性の観点から、第三者による評価の必要性の有無について検討する必要がある。	平成22年3月「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」を改正し、施設の対応に応じて第三者評価の活用を図ることとした。なお、その場合は、原則として各部の指定管理者審査委員会を活用することとしている。
22	6 情報提供の充実	指定管理者に関する情報の周知を図るため、県のホームページに、指定管理者に関する県全体の情報を集約し、事業者のみならず、広く県民に分かりやすく提供する必要がある。	平成20年度以降の指定にあたっては、募集に関する情報や選定結果のみならず、評価結果についても、ホームページ上に掲載することとした。また、募集にあたっては、県のホームページのほかに、専門誌への掲載やTV/ラジオを活用するなど、競争性の確保を図った。
23	7 庁内の連携と情報の共有化	指定管理者制度の実際の運用を見ると種々の課題等が生じ、必ずしも統一が図られていないことから、課題等に対して全庁的に対応できるよう情報を共有し、共通認識を持ち、組織的・有機的に連携・協力をする必要がある。	指定管理者制度の共通の課題に関する調整・協議及び制度全般に関する情報交換を行い、指定管理の管理運営業務に係る適正な事務を全庁的に推進するため、平成21年1月に総務部行政改革監及び関係部主管課長を構成員とする「指定管理者の選定及び施設運営に係る連絡会議」を設置した。